

表6 業種タイプの内容と業種

業種タイプ		タイプの内容	業種
A ※紙類が 40%以上	A-1	資源化可能性が高い古紙がかなりの比重を占めている業種 ※紙類全体に占める紙類全体に占める従来からの古紙類とH25.10から搬入禁止対象として追加した古紙類の合計割合が紙類全体の60%以上	行政機関、民間事務所ビル、非食品製造業、非食品卸、金融・不動産業、教育
	A-2	古紙以外の紙製品（紙おむつ）が大きな比重（ごみ全体の20%以上）を占めている業種	病院・診療所等、社会福祉施設
B ※厨芥類が 30%以上	B-1	堆肥化等のリサイクルが比較的容易な食品加工くずの割合が高い業種 ※厨芥類全体に占める加工くず等の割合が40%以上（H24の60%以上から変更）	雑居ビル、チェーン飲食店、その他の一般飲食店、スーパー
	B-2	売れ残りが多く販売管理の徹底等により発生抑制が可能な業種 ※厨芥類全体に占める売れ残り等の割合が25%以上	食品製造業、食品卸、コンビニエンスストア、一般食品系商店
	B-3	一般厨芥類（食べ残し等）が多い業種	ファミリーレストラン、ファーストフード
C ※資源化が可能な飲料水等 容器の割合が15%以上		飲料水等容器の排出の多い業種	娯楽系
タイプなし		タイプ分けできなかった業種	工事業、電気・ガス業、運輸・通信行、一般非食品系商店、花屋、家庭向けサービス業、事業所向けサービス業、自動車系、ホテル・旅館、その他